

祝子、怪を語る

—『語怪』から『罪知錄』へ—

松村 昂

はじめに

祝允明（字は希哲、號は枝山、また枝指生、蘇州府長洲縣の人、一四六〇—一五二六）は、その晩年に『祝子罪知錄』十卷を著わして、思想や文學に關する生涯の總括をした。明末清初の王弘撰（字は無異、號は山史、陝西同州府華陰縣の人、一六二三—一六九九在世）は、その『山志』卷六において「罪知錄」を標題に掲げ、「祝枝山は狂士なり」と書き起こしたあと、次のように述べる。

刺湯武、刺伊尹、刺孟子、及程朱特甚、刻而戻、僻而肆、蓋學禪之弊也。乃知屠隆・李贊之徒。其議論亦有所自、非一日矣。聖人在上、火其書可也。

湯（王）武（王）を刺り、伊尹を刺り、孟子を刺り、程（顥・頤）朱（熹）に及んで特に甚しく、刻くして戻り、僻まにして肆（ほいせ）まなり。蓋し禪を學ぶの弊なり。乃わち屠隆・李贊の徒なるを知る。其の議論も亦た自ら所有りて、一日に非ざりき。聖人（天子）上に在りて其の書を火くも可なり。

ところで、右にあげた『山志』と『提要』の論難は、『罪知錄』の卷一から卷九までの内容を對象としており、卷一〇の「神鬼怪妖」については俎上にあげていない。論するに足らずとみなしたのであろうか。しかし祝氏にとって「神鬼怪妖」に關する蒐集・記録・考察は餘技とか娛樂などではなく、思想と文學にかかわる、たゆみなき營爲の一環であった。

ついで『四庫全書總目提要』は卷一二四・子部・雜家類存目一にお

一、『志怪錄』および『語怪』について

祝允明に『祝子志怪錄』五卷の刊本がある。各巻末に曾孫祝世廉の「謹輯」であると銘うつ。錢允治（字は功甫、吳縣の人、一五四一—一六一三在世）の「枝山志怪序」には「萬曆壬子仲春既望」、すなわち萬曆四十年（一六一二）の年記がある。⁽³⁾

吾吳祝枝山先生有志怪若干卷、均後止存五卷。會其曾孫化甫文學圖刻罪知、欲并刻茲編、而不能全也。余家有五卷、遂撫付之剖刪、乃問序於余。

吾が吳の祝枝山先生に『志怪』若干卷有るも、均^既せし後は止だ五卷を存するのみ。會其曾孫化甫（祝世廉の字であろう）文學（府州縣學の生員）、「罪知」を刻するを圖り、并せて茲の編を刻せんと欲するも、全くする能わざるなり。余が家に五卷有り、遂に捨てて之れを剖刪に付し、乃わち序を余に問う。

ここで注目すべき點が二つある。一つは、祝氏が本来記録したもののが相當數が散逸していたということである。錢氏が「若干卷」とい、またこのあとで、枝山先生が現代に生きておれば「志怪不止十卷、須百卷耳（志怪は十卷に止どまらず、須らく百卷なるべきのみ）」といふところからすると、氏は本來の數を七、八卷から十卷、ほぼ一倍の量を想定していたのだろうか。

本書に收める話柄は、卷一・四五話、卷一・四五話、卷二・四八話、卷四・三八話、卷五・三九話の、合計一二五話である。ちなみに朱孟震（字は秉器、江西新淦縣の人）の『河上楮談』（萬曆七年・一五七九年）卷一「枝山志怪」は、祝允明が「異聞」を語りに訪れる客にたいして酒をふるまつたり、自作の書を與えたりしたので、「輕佻の

者」が自撰の作を多々もちこんだが、祝氏はそのまま收録した。「今所撰志恵、蓋數百卷中、可信者十不能一（今ま撰する所の『志恵』は、蓋し數百卷中、信ず可き者は十に一なる能わず）」とするが、「四庫全書總目」卷一四四「志怪錄五卷」の提要は、「卷」は「條」の誤まりであろうとする。その指摘のとおりだとすると、やはりもとは二倍の量、四、五百話が記録されていたことになる。

錢序で注目すべき二つめは、『祝子罪知錄』十卷との關係を明確にしていることである。『罪知錄』の刊行年は、この記載によつて萬曆四十年か、せいぜい二、三年の先行と考へてよいことになる。たしかに『罪知錄』が各巻頭に「王世貞元美校」（太倉の人、一五一六一—五九〇）と記すほかは、各巻末の「曾孫男世廉謹輯」の記入にしろ、各巻頭の「校」者、あるいは「閻」者の三氏にしろ、兩者は共通する。ところで、そもそも書名の『志怪錄』について疑問が残る。

刊本『志怪錄』には祝氏の「自序」があり、「己酉冬十月既望、枝山祝允明書」、すなわち弘治二年（一四八九）、祝氏三十歳、四回めの南京鄉試に失敗したあとの年記をもつ。序文は次のように始まる。

志怪凡五卷。語怪雖不若語常之爲益、然幽詭之物、固宇宙之不能無、而變異之事、亦非人尋常念慮所及。

『志怪』凡そ五卷。怪を語るは、常を語るの益を爲すに若かずとも、然れども幽詭の物は、固より宇宙の無かる能わざして、變異の事も亦た人の尋常の念慮の及ぶ所に非ず。

しかし萬曆四十五年刊『紀錄彙編』（沈節甫輯、陽羨陳氏刊本）の卷二一〇に收める「志怪錄」の祝允明の序文（年記はない）では、志怪雖不若志常之爲益、然幽詭之事、固宇宙之不能無、而變異之來、亦非人尋常念慮所及。

となつていて、冒頭の「志怪凡五卷」の五字を缺く。思うにこの五字は、萬曆四十年刊本の編輯者たちが加えたものではあるまいか。

「凡五卷」は明らかにそうである。「志怪」はどうか。結論からいえば、弘治二年に成書した時點で（その後は未刊のままに置かれ、筆寫などによつて、たとえば錢允治の家にも傳つたのであらう）、祝氏はその書名を「怪を志す」としたが、のちになつて「怪を語る」と改めたか、初めから「語怪」と命名していたかの、どちらかである。その理由と、「怪」の記録の経過を以下に述べよう。

晩年に近い祝允明に、自身の著作を列挙した文章がある。正徳十一年（一五六六）、五十七歳、廣東興寧知縣の二年めの冬、巡按御史陳言から『廣省通志』の編輯に召辟されたのを辭退するむねの「上巡按

陳公辭召修廣省通志狀」（『祝氏集略』卷一三）である。この列挙のなかに「語怪四編四十卷」が見えるが、「志怪錄」の名は無い。ということは、『志怪錄』五卷も、この時點では「語怪」とみなしていたことを意味するだろう。それも初編・二編の各十卷であつただろう。

『志怪錄』の終わりかたはかなりすつきりとしている。すなわち卷五の最終の第三九話（以後は「志五39」のごとく表記する）「孔鏞星」は「今歲酉之秋」つまり弘治二年、つまり「志怪錄自序」と同年の話柄であり、結びには、

予纂怪牒、瀕竟得此、遂謹以尾呑書、以爲覽者假重于公焉。公之薨八月一日寅時也。

予は怪の牒（かきつけ）を纂し、竟りに瀕りて此れを得、遂に謹んで以つて吾が書に尾とし、以爲らく覽る者は重きを公に假さんと。公の薨するは八月一日寅時なり。

と記す。話の内容も結末にふさわしい莊重さで、孔子第五十八世の孫

孔鏞、字は韶文が、貴州巡撫から、召されて工部侍郎となる途次の杭州で急逝したとき、「迨于氣絕、則光已在天際、凝定燼燐、宛然一星矣（氣の絶ゆるに迨べば則わち光は已に天際に在り、凝定して燼燐し、宛然として一の星なりき）」とするものである。

しかして以上五卷が『語怪初編』『二編』の相當分と考えられるのは、志四25「走無常」に關して、後のべる『語怪四編』の第四話（以後は「語4」のことく表記する）「重書走無常」のなかで「〔編〕書之（〔編〕に已に之れを書す）」と記すからである。また志四14「范李夢賀守」にたいして、そのすぐあとに志四20「賀太守」で「前志已書（前志に已に書す）」とするのは、初編にたいする二編を意味するだろう。

もつとも以上五卷のなかには、弘治二年秋以降の話柄がいくつかある。すなわち志四39「酒泉」は翌弘治三年三月、志五7「井異」は同年夏、志五21「陸林」は同年五月、志五19「人産鱗」は四年六月六日の記事である。最終話の「孔鏞星」と「自序」を執筆して成書としたのち、二年以内の話柄を補足したのであらう。ただ志三43「王生見神過」だけはやや特殊で、王經が、のちに張靈と姓名をかえ、自分に從つて文學に志したとのべて、最後に次のように結ぶ。

然大無行檢、或有逢蒙之志、予不校之。今亦死矣。戊辰歲附記。然れども大いに行檢無く、或いは逢蒙の志（羿から射術を學んだ逢蒙が、その師を殺したように、師たる私にたいして敵對する意圖が）有るも、予は之れを校おいす（報復しなかつた）。今までいた死せり。戊辰の歲（正徳三年・一五〇八）附記す。

つまり「自序」から十九年後の年記である。これはおそらく「予不校之」までが弘治二年以前の文章で、「今亦死矣」の四字を、十九年後、

原稿に書き加えたと考えるべきだろう。

ところでこの正徳三年、つまり春に五回めの會試に落第した四十九歳の年は、『語怪三編』十巻が編輯された年でもあった。さきの「戊辰歲附記」は、先行する初編・二編の整理に當つてのものであつたのだろう。その作業をしめす資料は祝氏の書跡である。「祝枝山書語怪錄」と銘うたれるもので、次の文章がある。

二編成後、久倦筆墨。然予固東西南北之人也、日溢於耳、不期而積。閒窗試錄、倏成十卷。(中略) 正徳戊辰允明敍。

二編成りし後、久しく筆墨に倦む。然れども予は固より東西南北の人なり。日びに耳に溢れ、期せずして積む。閒窗に試錄し、倏ちに十巻を成す。(中略) 正徳戊辰允明敍。

これは『語怪三編』十巻の成書の表明にちがいない。もし祝氏が書名を、當初の「志怪」から「語怪」に改めたのだとしたら、この時點においてであろう。ただし話柄の内實は殘されていない。

ちなみに祝氏は弘治十八年(一五〇五)の秋より、吏部侍郎王鑒主編の『姑蘇志』六十巻の編輯に、文徵明(初名は璧、長洲縣の人。一四七〇—一五五九)ら六家とともにあづかった。この書は翌正徳元年二月に完成するが、その巻五九・紀異篇には「國朝」の怪異五話を載せており、うち第一話は杜瓊の「耕餘錄」によると注記するが、他はすべて祝氏の作であろう。すなわち第一話は外祖父徐有貞が都御史であつたときのもの、第三話は志一「陳僖敏・愈宮保」そのもの、第四話も志一「保保」そのもの、である。第五話の「弘治閒、包山華嚴寺僧宗翠」の話は他所に見えないが、あるいは『語怪三編』に收められたのかもしれない。すくなくとも第三編作成が『姑蘇志』編輯と平行しておこなわれたことは疑いがないだろう。

祝子、怪を語る

さて祝氏と同郷の陸廷枝(字は貽孫)が編輯した『煙霞小説』は「稗官雜記十一種」(『四庫全書總目提要』卷一三)を集めたものであるが、そのなかに祝允明の『語怪四編』が、その『猥談』とともに收められている。天一閣主人范欽(浙江・鄞縣の人、一五〇六—一五八五)の「煙霞小說題辭」の年記は嘉靖三十八年(一五五九)、つまり祝氏の歿後三十二年である。ちなみに陸廷枝の父陸粲(字は子餘、一四九四—一五五一)は「祝先生墓誌銘」(『陸子餘集』卷三)の撰者である。

『語怪四編』の題識は正徳八年(一五一二)、祝氏五十四歳、六度めの會試に落第した翌々年のものである。その全文を掲げておく。

三編勸矣、復繼之、何伎癢既發、寧忍不爬搔乎。然無意必焉。凡聞時暇書之、有興書之、事奇警熱鬧不落莫書之、癸酉秋日、祝允明題。

(『語怪』)三編に勸みたるに、復た之れを繼ぐは、何の伎癢(技藝を發揮したいというむずがゆさ)か既に發して、寧んぞ爬搔せざるに忍びんや。然れども意の必する(固執する)無し。凡そ書きし時に暇に之れを書き、興有りて之れを書き、事の奇警熱鬧して落莫せざるに之れを書く。癸酉秋日、祝允明題。

話柄は三十八條である。第四編も十巻だったとすると、そのごく一部ということになろう。内容のうえでは語4「重書走無常」が志四25「走無常」の續篇であり、語8「重書冷啓發」が志一22「冷謙」の續篇である。時期のうえで第三編以後の事件を記録したものとしては、語28「前世娘」と語35「卞氏子」が確認できるだけである。

苗莊『筆記小説史』(一九九八年二月・浙江古籍出版社)は、第五章の、唐宋と清代という「二つの峰のあいだの元明筆記小説」の第

二節「明代志怪小説」の項の最初に『志怪錄』と『語怪四編』をとりあげているが、兩者の關係には觸れないまま、『語怪四編』一卷について題識の「三編勸矣、復繼之」を引いたあと、「當尚有一至三編、未見（さらに一編から三編までがあるはずだが、未見）」としている。私が右になした説明は、氏の疑問にたいする解答となつていて。

『語怪四編』を成書した正徳八年から、『罪知錄』十卷を完成させた嘉靖元年（一五二二）六十三歳ごろまでの約十年間、祝氏の「怪」への關心は、當代のものから離れ、經書での記載と、過去の筆記に残された記事へと移つてゆく。

一、「怪」の内容、語怪の動機

『罪知錄』卷一〇は祝允明が鬼神論を展開した篇であるが、そこで祝氏は「今鬼神滿世、妖物怪事、日日在_{ニシカニ}在而有之（今ま鬼神は世に満ち、妖物怪事は日日在_{ニシカニ}在に之れ有り）」とする。では『志怪錄』や『語怪四編』においてどのような現象を記録しているのか、そのあらかたを、主に各話標題のキーワードによつて見ておこう。

「鬼」は、人間の死後、地上に残つた魄から生じ、現世の人間にたいてさまざま異變をもたらす。『志怪錄』に十九題、『語怪四編』に六題と、一書にもつとも頻繁に現われる。例えば志一28「鬼賈棺」は、成化十八年（一四八二）春に「吳中に疫癆の盛行」したときの話。棺おけ七つを、注文にきた老人の家に届けると、室内にはその老人を含む屍がころがっていた。語30「鬼治家」は、死後も一家の利益を守る「神」のごとき主母の話。語5「桃園女鬼」では、少年に女鬼が歡をもとめたのにたいして、語37「常熟女遇鬼」では、ある既婚女性に「綠衣の少年」が通つてくる。

「神」は、『志怪錄』に六題、『語怪四編』に一題。「カミ」としては志一40「海神請讀書人」の魚籠の國の海神や、語14「神譴淫男女」の泰山の天齊帝など。死後の魂から生ずる「ミタマ」としては、志一33「從祖父爲神」での魂の昇天など。

「妖」は『志怪錄』に一題、『語怪四編』に一題。志一19「柏妖」・志一28「第妖」は女子に變身した植物や道具の精怪であるが、文中には「妖人」「妖術」など異常な人物や技術を指すばあいもある。

「怪」は『志怪錄』に七題。美婦に變身して少年をかどわかす隣家の志一32「白犬怪」、室中の土坑から飲食の百物を用意する志一13「怪婢」など、異様な存在の話である。

「精」は『志怪錄』に三題。志一31「鼠精」は童子に、志一34「柳樹精」は老人に、志二27「芭蕉精」は美婦に、それぞれ變身する。

「夢」は『志怪錄』に十三題。子または孫の誕生、科第、妾選び、死に關する豫兆などが多い。しばしば謎解きをともない、志四11「武功公夢」では「帶」から綏へ、さらに壽へと進み、志四9「父子夢」では「父出官、子入官、父入官、子出官」が、棺・器官（腹）と雙關させて種明かしされる。

では、以上のごとき話柄の記録を祝允明が執拗につづけた動機はどこにあつたのだろうか。『志怪錄自序』で祝氏は、前節で引用した部分について次のように述べ、その動機について二つの點を示す。

今苟得其實而記之、則卒然之頃而逢其物值其事者、固知所以趨避、所以勸懲、是已不爲無益矣。况恍語惚說、奪目警耳、又吾儕之所喜談而樂聞之者也。

今までくも其の實を得て之れを記せば、則わち卒然の頃にして其の物に逢い其の事に値う者、固より趨避する所以、勸懲する所以

を知る。是れ已に全無しと爲さず。况んや恍語惚説の、日を奪い耳を警かすは、又た吾が儕の談るを喜びて聞くを樂しむ所の者なり。

第一の教育的動機に關しては、『春秋左氏傳』宣公三年の記事を下支えとしている。夏、つまり禹の世において「鼎を鑄て物を象り、百物にして之が備えを爲し、民をして神姦（神異と姦怪）を知ら使む。故に民は川澤山林に入りて不若（見慣れぬもの）に逢わず、螭魅罔兩にも能く之れに逢うこと莫し（鑄鼎象物、百物而爲之備、使民知神姦。故民入川澤山林、不逢不若、螭魅罔兩、莫能逢之）」とするものである。しかしそれは志怪・語怪の正當化のためのたてまえであつて、本音は第二の娛樂的動機にあつたと見てよいだろ。もつとも、喜び樂しむための文學的營爲が知識人にふさわしくないと見なされる非難は當然に豫想されるので、祝氏はあらかじめ布石を打つてゐる。

昔洪野處志夷堅至于四百二十卷之富。彼其非有喜樂者在也、則胡爲乎不中輟而能勉強于許久也。吾是以知吾書雖鄙蕪、不敢班洪、亦姑從吾所臺樂而從之無傷矣。

昔、洪野處（名は邁）は『夷堅』を志し四百二十卷の富むに至る。彼れば其れ喜樂する者の在ること有るに非れば、則わち胡爲れど中（とちゅう）にて輟めずして、能く許くも久しきに勉強せるや。吾れ是こを以て知る、吾が書の鄙蕪（やぼつたくて、いいかけん）にして敢えて洪に班ばずと雖も、亦た姑らく吾が喜樂する所に従つて之れに従うも傷うこと無からんと。若有所高論者、罪其繆悠、而一委之以不語常之失、則洪書當先吾而廢、吾何憂。志怪亦取漆園吏詞。

若し高論する者有りて其の繆悠（事實の裏づけのない、とりとめ

のなさ）を罪して、一に之れを委つるに常を語らざるの失を以つてすれば、則わち洪の書こそ、當に吾れに先んじて廢すべく、吾れ何ぞ憂えん。志怪も亦た漆園の吏の詞を取る。

「漆園吏」とは、『史記』卷六三に見えるように莊周を指し、その「詞」とは、たとえば『莊子』逍遙遊篇の「北冥に魚有り、其の名を鯤と爲す（北冥有魚、其名爲鯤）」云々などを指すにちがいない。この最後の八文字はいかにも取つてつけたような感があるが、怪をするとは、莊子が發した言葉、すなわち宇宙的な哲理を説明する話柄をも採取することなのだ、という意味であるとすれば、祝氏の志怪・語怪に哲學的な動機がひそんでいることを窺い知るであろう。

二、筆記における神鬼怪妖の分類

さて、祝氏が記録した話柄は、取材にしたがつて順次書きとどめたにすぎないとと思われる。それにたいして『罪知錄』卷一〇の巻末には、過去の筆記に見える「事物の異なる者」を「前聞の實錄」であるとして、一四七例以上を摘出し、五三項目（1～53）に分類している（うち一〇項目の「不盡舉」「不可勝舉」を一例として勘定する）。

1 「神の見われし（神見）類」六例。「武王、神を見る」は周の武王が紂を討つ際、南海の神祖融らが謁見を請うた話、『太平廣記』神「四海神」（出『太公金匱』）。「宋の黒眚神」は宣和三年、黒眚（水氣から生ずる災禍）が、夜、小兒を掠めて食らう話。『宋史』徽宗本紀。2～16は「鬼」の話柄。2「鬼見類」一五例。「狐突遇申生」は『春秋左氏傳』僖公十年の、申生の元の御者狐突が主人の亡靈に遇う記事。「元末薛氏の子」は早死した薛氏の子が家僕のまえに現われる話、『草木子』談藪篇。3「鬼、恩を報ずる類」一例。4「鬼、仇を

「報ずる類」一〇例。「杜伯、宣王を射る」は、周の宣王に殺された臣下の靈が、三年後に宣王を射殺した事件、「墨子」明鬼篇。⁵ 「女鬼、生人と交わる類」五例。6 「一人、夢に一女鬼と偶い、久しく易らず」一例。⁷ 「女鬼、生人と交わり、回骸起死す」、骸骨がもとの姿になり、死者が蘇生する、二例。⁸ 「鬼、書を能くす」三例。⁹ 「鬼、能く衣を爲す」一例。¹⁰ 「鬼、能く學を爲す」一例。¹¹ 「鬼、能く表を上りて人を論ず」一例。¹² 「鬼市」一例。「裴擇之」が幼時に見たという、元好問『續夷堅志』「鬼市」。¹³ 「鬼、人と爲る」一例。¹⁴ 「鬼嘯・鬼叫・鬼火」は「多不勝舉」。¹⁵ 「鬼、人に附く」一例。¹⁶ 「鬼、人に執われ、之れを殺すも仍お質有り」一例。

17 「閻羅王」は「遼東公」など。地獄をつかさどり魂魄のゆくえを決する。¹⁸ 「收氣袋」一例。「光宅坊百姓」「淮西將軍」(太平廣記)鬼「光宅坊民」「淮西將軍」に見え、ともに段成式『酉陽雜俎』續集に出る)からすると、鬼が携帶する大切な空氣袋のことである。

19 ~ 22は「神」の話で、1 「神見類」の續きとみてよい。¹⁹ 「神、福を助く」一例は「霍太山の(山)陽侯、趙襄子に報じて智氏を滅ぼす」で、『史記』趙世家の記事。²⁰ 「神、祟りを爲す」は「一例。うち「實沈・臺駘」は『左傳』昭公元年に見える參星の神と汾水の神。「白虎・秦二世」は『史記』始皇本紀の、「一世の夢で白虎が左驂の馬を齧み殺した記事。²¹ 「神女、人に偶う」一例。「楊鑠、大姑神に偶う」では唐の楊鑠が大孤神の神像に戯れごとを投げかけると、空中から女神が迎えにきた、『太平廣記』神(出『北夢瑣言』)。

22 「人、神と爲る」は九例。たとえば「柳子厚」は韓愈「柳州羅池廟碑」に出る。柳宗元が生前に自分の死を豫告し、そのとおりに死ぬと、三年後に州(廳)の後堂に降った、と記す。また「李賀」は「太

平廣記』神仙(出『宣室志』)に見える話を指すのだろう。死後、母親の夢に現われ、神仙となつて月世界で上帝の新宮のための文章を著すなど、樂しくやつているとのべた、というものである。

ついで魂の諸相について。23 「人死して復た生まる」一三例は後の「悟前世」ともかかわる。「顧非熊」は詩人顧況の子。十七歳で死んだが、父の悲傷と吟哭に感じて再生した、『太平廣記』悟前世(出『酉陽雜俎』)。²⁴ 「還魂」は二例。「韓蘄生」では、南宋の部將韓世忠が復甦し、三つの案件が未了なので「太官曹」で特別の許可を得ていたのだという、『夷堅志補』「韓蘄王」。²⁵ 「放生魂(生魂を放ちかえす)」一例。「齊推の女」は唐の元和中、妊娠中に惡鬼によって殺されたが、冥土の府署に赴いた仙官の努力によって魂魄を合體され、放歸された、『太平廣記』神魂(出『玄怪錄』)。²⁶ 「托生」は魂を他人の身體に托しての再生、一例。²⁷ 「入冥」一例。²⁸ 「人、星に化す」一例。「傳說」は『莊子』大宗師篇にもとづき、22 「人爲神」の例にあげる「顛頊」と同じ文中に見える。

29 「目の瞑せず(目不瞑)」は異様な死にざま、二例。「荀偃」が襄公十九年に病死したときには、恨みのために目を閉じなかつた、「論衡」死偽篇。³⁰ 「人の無頭にして活く(人無頭而活)」は異様な生き姿、一例。³¹ 「術もて(「魂を致す(術致)」)魂」一例。³² 「人、物に化す」六例。「牛哀、虎に化す」ついで變化の話。³³ 「人、物に化す」六例。「牛哀、虎に化す」は『淮南子』倣眞訓や『搜神記』五氣變化に見える。³⁴ 「男、女に化す」一例の「漢哀帝時の豫章人」と³⁵ 「女、男に化す」一例のうちの「魏襄王時の女子」はともに『漢書』五行志に見える。

ついで懷妊。³⁶ 「男子、兒を生む」一例。³⁷ 「人道に非ずして子を生む(非人道生子)」はいわゆる感精傳説や始祖傳説で八例。うち

「高母・稷母・劉媼・堯母慶都・禹母」は『論衡』奇怪篇の一連の文である。37 「夫無くして孕む」一例。38 「娠中の兒、能く語る」一例。

次の二項は26 「托生」の一項で、39 「前生を悟る」五例のうちの、

唐の「房琯」の前身は僧の永公であった、『太平廣記』定數「房琯」(出『明皇雜錄』など)。40 「三生の事を記す(記憶する)」二例の「劉

三復」は『太平廣記』悟前生「劉三復」(出『北夢瑣言』)に出る。

以下の十三項目は雑多な現象である。41 「長大人」五例、「防風氏」

は『史記』孔子世家より。42 「芻偶、祟りを爲す」七例は木偶・土偶・

繪畫のヒトガタの活動。43 「諸怪」は「鳥獸・鱗介・草木・器皿等の

怪、不勝舉」。44 「雜妖」は「花月の妖等、不盡舉」。45 「夢兆」は

「怪の應ず、不可勝舉」。46 「鬼詩・鬼文」は「箕仙・箕鬼の詩詞等の

如し、不盡舉」。47 「術もて人體を易う」としてあげる「扁鵲、互い

に魯公扈・趙嬰齊の心(しんぞう)を易う」は『列子』湯問篇に見え

る。48 「蠻人、人を木腿に易う(蠻人易人木腿、未詳)」は「諸の詭

術、不盡舉」。49 「異域の怪聞」で「尸頭蠻等の如く、不盡舉」とす

る「頭蠻は、自分の頭を飛ばせて人の穢物を食う人間」。『明史』占城

傳に見えるので、祝氏は當代の記事を入手したのだろう。50 「醫術」

は、「(宋の)徐秋夫、鬼の腰に鍼うつ(『太平廣記』醫「徐文伯」出

『談叢』)等の如し、不盡舉」。51 「妖術」は「郭璞散頭等、及び世に

行わる南法・茅法の如く、不盡舉」。52 「地下に別に世界有り」の例

として「竹山縣天桂山宮」。53 「異物」では「火浣布等の如き、不盡

舉」。「火浣布」は『列子』湯問篇に見える。

最後に、祝氏が典據とした文献について。全一四七例のうち、私がその出典を確認できたのは半數にすぎないが、その限りにおいて、書名と件数を列挙しておこう。經書では『春秋左氏傳』五件。史部では

祝子、怪を語る

『史記』六、「漢書」一、「後漢書」一、「晉書」一、「魏書」一、「新五代史」一、「宋史」一。子部では『墨子』一、「列子」一、「莊子」一、「淮南子」一、「論衡」一、「山海經」一、「搜神記」一、「述異記」一、「太平廣記」二九、「夷堅志」八、「續夷堅志」一、「草木子」一。集部

では、『玄宗』一、『韓愈』一、である。

『太平廣記』については、『北夢瑣言』や『酉陽雜俎』など、出典の原本には祝氏がどれだけ當っているかは、ここでは立ち入らない。ただ、本には各話の標題がなく、『太平廣記』のものをテーブルに流用しているばかりが多いことから、その主たる據りどころとしたことは疑いない。なお、韓愈については「原鬼」なる一文がある。

四、話材を提供した人々

『志怪錄』および『語怪四編』の取材においては、幼年期・少年期での家族關係が注目される。

存在のもっとも大きいのは、「先大父」「先公」「參政公」などと稱される内祖父祝顥(字は惟清、一四〇五—一四八三)である。宣德(一四二六—一四三五)中の學舎では、志一2「天裂」。正統四年(一四三九)の會試では、施槃(字は宗銘、吳縣の人)に關する夢占いがあつた、志一16「施狀元」。正統末、行在刑科給事中のときの違命行為に亡母が夢に現われた、志三17「先公夢證」。天順三年(一四五九)に山西布政司左參議、ついで同右參政に進んだときの、志三4「猫言」。呂洞賓が夢で詩をもとめた、志三18「先公夢純陽」。さらに、剪り紙の驢に磨をひかせる婦人、大地に圈をえがくだけで虎豹もよせつけぬ放牧の少年、土地に十字をえがいて呪文を唱え虎狼蛇虺を追いはらう男など、この地方のさまざまな奇術を傳えた、志三45「鎖口法」。そ

もそも正統初年（一四三六）に舉人となつたとき、尙寶司丞の袁忠徹（『明史』方伎傳に傳がある）から「給事中之章」と「參政之章」の一枚の私印をもらったことがある、志四⁶「袁尙寶相術」。

この祖父にくらべると、父祝礪と母徐氏の影はうすい。兩親は祖父に従つて京師に、また山西に行つた。山西の公舎では、鬼物が老嫗となり少婦となつて「先君」の寢室の窓外に立ち、病弱の母を苦しめた、志三¹⁹「山西藩司廨」。

祝允明はこの山西で生まれた。祖父が六十歳で致仕したとき、彼は五歳であった。翌成化元年（一四五五）、一家は長洲に引きあげた。外祖父徐有貞（一四〇七—一四七二）はすでに吳縣に歸郷していた。

徐有貞は宣德八年（一四三三）に進士となつた。景泰四年（一四五三）、左僉都御史として山東・張秋鎮で決壊した黃河の治水にあたつていたとき、ある「鐵匠」のもとに死んだはずの男が現われて生前に貸した金を返せとせまつた、志一²⁶「鬼告狀」。景泰八年、すなわち天順元年（一四五七）、英宗の復辟を實現させると、兵部尚書兼學士として内閣に入り、武功伯に封ぜられたが、たちまち皇帝の怒りにあって詔獄に下された。雲南の金齒衛に謫徙されると、ある寺の石羊が鳴いて外祖父の到着を豫告した、志一²⁰「石羊鳴」。

陸粲『庚巳編』卷六の「徐武功」には、徐有貞が「天文」すなわち占星術にも通じていたと記す。また「斗母咒」という北斗神信仰によつて詔獄での判決の直前に風雷をおこし承天門を火災させ、懼れた皇帝が刑を減じたとされる。外祖父はこのような奇術をもつ人物であった。民國『吳縣志』（民國二十二年・一九三三刊）卷五六上藝文考には、彼に「前四十家小説四十卷」があると記されている。

祝允明には『野記』四卷という、一〇一則からなる筆記もある。

「辛未歲八月既望、在家筆完」、すなわち正德六年（一五一）五十二歳、六度めの會試に失敗したときの年記をもつその「野記小敍」の冒頭に次のように記す。

允明幼存内外二祖之懷膝、長侍婦翁之杖几、師門友席、崇論爍聞、洋洋乎盈耳矣。

允明、幼きより内外二祖の懷膝を存め、長じては婦翁の杖几に侍り、師門友席にて崇論爍聞の洋洋乎として耳に盈てり。

祝氏六歲、一家で長洲に戻つてから十三歳まで、彼は二人の祖父の談話のなかにいたわけである。成化八年（一四七二）の外祖父の死後、内祖父とはさらに十一年間、同じ屋根の下で過した。その間、成化二年と十三年には、祖父のもとに京師の友人から時事を傳える書がとどいた。往時のメモである語三⁸「丙申・丁酉事」に記す十四題のいくつかは、その書によるものであつて、たとえば「京師黑眚見」は志二²「京師黑眚」に示され、「妖人李子隆作亂、事覺、其徒急仲以藥殺之」は志四¹「李子隆・王臣」の一部をなす。成化十九年・二十四歳、二回めの鄉試の前の七月に父が亡くなり、終了後の十二月には祖父が亡くなつた。その夜、看病のあいまの夢で、祖父が玄妙觀に入り正裝して昇天するのを見た、志一¹³「參政公」。

内祖母の錢氏は佛教信者であった。その葬儀ののち姑氏の一人の夢に現われた。實の娘がその所在を問うと、縣内のある家で男子に更生するのだと、「託生」の意向をのべた。祝允明はそこに「輪廻」なるものを知つた、志四¹²「先淑人歿後託夢」。

祝允明が李氏と結婚したのは成化十四年、十九歳のことと思われる。さきの「野記小敍」でいう「婦翁」とは李應禎（本名は甡、長洲縣の人、一四三一—一四九三）のことである。弘治二年（一四八九）には

南京尙寶司卿であったから、祝氏は四回めの鄉試でその家に宿泊した。

婦翁は張士誠の舊府にいた「靈の話を「親しく予に對して之れを言」つた、志二・二十五「鬼侮人」。またその侍婢が鑾室で「人の皂隸につかまつた話をもした、語16「南京長安街鬼」。

『志怪錄』と『語怪四編』の取材源は、もとより以上に限らない。

姻戚では母の兄弟である徐世良や母かたの姉の夫蔣廷貴などもいる。傭人や老圃もいる。官員では巡撫の王恕や金吾將軍楊忠夫など。交友では沈周の弟沈召や若い友人の張靈などである。本稿の冒頭で示した『河上楮談』の記事のように、褒美めあてに話柄をうりこみにくる御仁もいたにちがいない。要するに、祝允明にとって神鬼怪妖は幼時より實在のものとして刷りこまれ、長ずるに及んでも拂拭されることなく、ゆえに取材や記録がライ自然而作られたのである。

五、古文家として

祝允明も幼きより學習を始めた。陸粲の「祝先生墓誌銘」は、

先生少穎敏、五歲作經尺字、讀書一日數行下。九歲能詩、有奇語、

既天賦殊特。

先生は少きより穎敏、五歲、經尺の字を作し、讀書は一日に數行

下る。九歲、詩を能くし、奇語有りて既に天賦は殊特たり。

と記す。鄉試受験の初回が成化十六年、二十一歳の時であるから、蘇州府學に入つたのはそれ以前ということになる。

十歳下の友人文徵明は「題希哲手稿」(『甫田集』卷二二)において、二十四歳、すなわち成化十九年、二度めの鄉試に下第した年の祝氏について、次のように記す。

同時有都君玄敬者、與君並以古文名吳中。其年相若、聲名亦略相

祝子、怪を語る

下上。而祝君尤古邃奇奧、爲時所重。

同時に都君玄敬(名は穆、吳縣の人、一四五九—一五二五。弘治十二年・一四九九進士)なる者有り、君と並びに古文を以て吳中に名あり。其の年は相い若、聲名も亦た略ば相い下上す。而して祝君は尤も古邃奇奧にして、時の重んずる所と爲る。

祝氏の「古文」なるものは、『志怪錄』や『語怪四編』の筆記文はも

とより、それぞれの序文・題識も該當しない。いま文體の検討にはい餘裕はないが、その根據とする文献を見ておこう。

『寓園雜記』卷五「祝希哲作文」は、二十九歳の時點での祝氏について次のように記す。

文出豐縞精潔、隱顯抑揚、變化樞機、神鬼莫測、而卒皆歸於正道、

真高出古人者也。(中略)所尊而援引者五經・孔氏、所喜者左氏、

莊生・班・馬數子而已。下視歐・曾諸公、蔑然也。余聞評之曰、

秦・漢之文、濂・洛之理。自謂頗當。希哲方二十九歳、他日庸可量乎。

文の出づるは豊縞精潔にして、隱顯と抑揚、變化の樞機は、神鬼も測る莫く、而も卒に皆な正道に歸し、眞に高く古人を出づる者なり。(中略)尊びて援引する所の者は、五經・孔氏、喜ぶ所の者は左氏・莊生・班(固)・馬(司馬遷)の數子のみ。歐(陽脩)・曾(鞏)諸公を下視すること蔑然なり。余、之れを評するを聞くに、曰わく「秦・漢の文、濂(周敦頤)・洛(程顥・程頤)の理」と。自から謂えらく頗ぶる當ると。希哲は方に二十九歳、他日庸ぞ量る可けんや。

王鑑の要約には、祝氏晩年の定論ともいべき『罪知錄』を先取り

している感がある。指摘された「五經・孔氏・左氏・莊生・班・馬・歐・曾」はすべて『罪知錄』のなかの論述と對應させることができるからである。なおここにいう「五經」とは四書五經のそれではなく、六經から樂經を除いた五經のことである。『罪知錄』卷八に「文極乎六經（文は六經に極まる）」といい、また「總歎大歸、無越乎宣父之六編者矣（歎の大歸を總ぶるに、宣父の六編を越ゆる者無し）」がそれである。いいえれば「十三經注疏」なのである。

以上でもって神鬼怪妖を追う祝氏と、古文家としての祝氏が出來あがつたわけだが、では兩者はどのようにつながるのだろうか。思うに祝氏においては、神鬼怪妖から古文であって、その逆ではあるまい。その連結の關節をなすのが『春秋左氏傳』と『莊子』である。

現實の事象は神鬼怪妖を附隨させることによって立體的となる、あたかも形が影をともなうように、と祝氏は考えただろう。それは單に現在世の諸相を豊かにえがくだけではない。時間的には過去世と未來世へのつながりを可能にする。空間的には宇宙への思考を可能にする。それを古典文献で検證しようとするとき、時間的、特に歴史において證明してくれるのが『春秋左氏傳』であり、空間への廣がりを導いてくれるのが『莊子』であった。ところが祝氏が舉業にいそしむにあたって問題になるのが『左傳』のテキストであった。

『明史』卷七選舉志の「科舉定式」によると、鄉試・會試ともに三場のうち、いづれも初場においては「四書義三道、經義四道」が試みられた。永樂十三年（一四一五）、『四書五經大全』が頒布されると、「注疏を廢して用いず」「春秋大全」のはあいは、經文の一節ごとに主として『左傳』等三傳と宋・胡安國の『春秋傳』をもって解説にあてることになった。

次節でのべるようすに祝氏は神鬼怪妖の論證を經書に即しておこなっているが、『左傳』については「十一例」を引用している。そのうちの一例について、「春秋大全」での扱われかたを見てみよう。

莊公八年、經文の「弑其君諸兒（其の君の諸兒を弑す）」が掲げられ、一行二列に小字で『左傳』『穀梁傳』が示される。『左傳』には、「齊侯游于姑棼、遂田于良丘、見大豕、從者曰、公子彭生也。公怒曰、彭生敢見。射之。豕人立而啼。公懼而車，傷足喪履（齊侯、姑棼に遊び、遂に良丘に田し、大豕を見る。從者曰わく「公子彭生なり」と。公怒りて曰わく「彭生敢えて見れんや」と。之れを射る。豕、人のごとく立ちて啼く。公懼れて車より隊ち、足を傷つけ履を喪う）」の一節を含む。しかし杜註の「姑棼・良丘、皆齊地（姑棼・良丘は皆な齊の地なり）」云々と、「公見大豕、而從者見彭生、皆妖鬼（公は大豕を見るも從者は彭生を見る、皆な妖鬼なり）」は省略されている。

莊公十四年、經文の「夏、單伯會伐宋（夏、單伯、宋を伐つに會す）」にたいする『左傳』は「夏、單伯會之、取成于宋而還（夏、單伯、之れに會し、成ぎを宋に取りて還る）」まで、これにつづく「初內蛇與外蛇，鬪於鄭南門中，內蛇死。…人無霊焉，妖不自作。人弃常則妖興、故有妖（初め内の蛇と外の蛇と、鄭の南門の中に鬪い、内蛇死せり。…人に霊無ければ、妖は自から作らず。人、常を棄つれば則わち妖興る、故に妖有り）」の一節は、文末に「附錄」として、一行二列の小字で別置されている。

前の例では杜註を削除したために、傳文の理解がゆきとどかなくななる。後の例では傳文そのものが削除に近い扱いを受けている。

朱熹は『朱子語類』卷八「春秋で「春秋傳例多不可信（春秋傳は例として信ず可からざること多し）」とする一方で、胡安國の「義理」

を稱え、その言説は『春秋大全』卷頭の「總論」にも引用されている。しかしこのように不合理ないしは不可解な部分を捨象しようとする宋學の考え方たは、合理と不合理、可解と不可解をトータルに認めようとする祝氏にとっては容認したいものであつたろう。

六、經書のなかの神鬼怪妖說

本稿の標題に「祝子、怪を語る」と掲げたが、それは祝氏が孔子の向こうを張ったことを意味しない。それどころか祝氏が孔子に絶對的な信頼を抱いていた點では人後に落ちない。では祝氏は『論語』述而篇の「子不語怪力亂神（子は怪・力・亂・神を語らず）」を、どのように解釋していたのだろうか。『罪知錄』卷一〇には次のように記す。

孔子之不語、方在教人及行道匡世、何暇爲政遑此。語之固「害、而非教化治世所須也、故默焉爾。昧者見其不語、即謂無之。然則

力亂亦世所無耶。

孔子の語らざるは、方に、人を教うこと及び道を行ひ世を匡すことには在れば、何ぞ政を爲すに此れに違どるに暇あらんや。之れを語るは固より害もくも、教化治世の須むる所に非ざるなり。故に默焉たるものみ。昧き者は其の語らざるを見て、即わち之れ無しと謂う。然らば則わち力・亂も亦世に無かる所なるや。

前半の「教化」は何晏の『集解』に引く王肅の「或無益於教化、或所不忍言（或いは教化に益無く、或いは言うに忍びざる所なればなり）」の援用であり、後半の「力・亂」云々は、宋・陸九淵の「夫子只是不語、非謂無也。若力與亂、分明是有、神・怪豈獨無之（夫子は只だ是非語らざるのみ、無しと謂うに非ざるなり。力と亂との若きは分明に是れ有り、神・怪のみ豈に獨り之れ無からんや）」の援用である。⁽¹⁾

祝子、怪を語る

次に祝氏は孔子の直接的、あるいは間接的な發言として「三端」をあげ、神鬼怪妖實在の證明にかかる。

その一。『周易』繫辭上篇。

精氣爲物、游魂爲變、是故知鬼神之情狀。

祝氏は氣から「萬有」が生成されたうえで、人については次のような對立項を想定する。

〔精陰魄鬼宮・舟車（居場所と乗り物）
〔氣陽魄神人（ヒトのたましい）〕

「精」については特に言及していないが、「官能」（本田濟『易』朝日新聞社・新訂中國古典選）と考えてよいだろう。右の圖式での祝氏の新味が出ているのは「人」と「宮・舟車」とを對比させて、説明を具體化したところにある。かくして人が生まれるときには、

魂魄聚、陰陽合、神鬼湊。人居宮、御舟車、而爲生焉。

魂・魄聚まり、陰・陽合し、神・鬼湊まる。人（ヒトのたましい）は宮に居り、舟車を御し、而して生を爲す。これが「精氣爲物」の意味であるとする。これにたいして人が死ぬときには、魂・魄・陰・陽・神・鬼はそれぞれ分解し、

宅燬而人徙、舟車壞而人徒而爲死焉。

宅（宮におなじ）は燬かれて人（ヒトのたましい）は徙り（野外を放浪し）、舟車は壊れて人（ヒトのたましい）は徒（はだし歩き）して死を爲す。

しかし「氣・魂・神・人（ヒトのたましい）」のほうは「失するわけではなく、他へ「馮依」することによって新たな生を始めるのである。他とは、他人の肉體、異類の物、あるいは他人の「魂夢」などである。

これが「游魂爲變」の意味だというのである。ちなみに「馮依」については朱子も「非命死、溺死、殺死、暴病卒死」のばあいに見られることがあるが、氣が盡きるとともに消滅すると考える。「游魂爲變」の「變」とは「無了」することだとみなすのである（『朱子語類』卷六三・中庸第十六章）。

その二。『禮記』祭義篇。宰我が「吾聞鬼神之名、不知其所謂（吾れ鬼神の名を聞くも、其の謂う所を知らず）」と問うたことにたいする孔子の答えとされるものである。その前半は次のとおりである。

子曰、氣也者神之盛也。魄也者鬼之盛也。合鬼與神、教之至也。

祝氏は獨自の解釋をほどこすことなく、ただ鄭注と孔疏を注記するだけである。それらを勘案すると次のようないい訓みになる。

子曰わく、氣（呼吸、およびそれからもたらされる意識）なる者は神の盛んなるなり。魄（耳目といった形體）なる者は鬼の盛んなるなり。（死者を祭るに際して）鬼と神とを合するは、（分散した神と形とを生前のようになじませることであり、それこそが聖人の）教えの至りなり。

以下は後半の部分である。

衆生必死、死必歸土、此之謂鬼。骨肉斃于下、陰爲野土。其氣發揚于上、爲昭明。煮蒿悽愴、此百物之精也、神之著也。衆くの生けるものは必ず死し、死すれば必ず土に歸す、此れを之れ鬼と謂う。骨肉は下に斃れ、陰り（かかつ）て野の土と爲る。其の氣は上に發揚して、昭明と爲る。煮蒿悽愴たる（香ぐわしくたちのぼり、恐ろしげなる）は、此れ百の物の精なり、神の著わるるなり。

その三。『春秋左氏傳』昭公七年・傳文。襄公三十年、鄭の伯有

（良宵の字）が暗殺されると、厲鬼となつて政敵の駕帶と公孫段の夢に現われ、その豫告どおりに二人を呪い殺した。鄭の國の人々が懼れていると、宰相子產（公孫僑の字）は伯有の子の良止を後繼ぎに立ててその靈を撫したので、怪事が收まつた。理由を問われた子產が「鬼有所歸、乃不爲厲。吾爲之歸也（鬼は歸する所ならば、乃わち厲を爲さず。吾れ之れが歸を爲すなり）」とのべた。趙景子が「伯有猶能爲鬼乎（伯有は猶お能く鬼と爲るか）」と問うと、子產は「能（能くせん）」と答えたあと、次のように續けた。

人生始化曰魄。既生魄、陽曰魂。用物精多、則魂魄強。是以有精爽至於神明。匹夫匹婦強死、其魂魄猶能馮依於人、以爲淫厲。況良宵我先君穆公之胄、（中略）而三世執其政柄。其用物也弘矣、是其取精也多矣。其族又大、所馮厚矣。而強死、能爲鬼不亦宜乎。ここでも祝氏は、ただ杜注と孔疏を注記するだけである。

人生まれて始めて化するを魄（つまり形）と曰う。既に魄を生ずるに、陽（つまり神氣）を魂と曰う。物を用いて精多ければ（たとえば高官に居て權勢に任せられるなど）、則わち魂魄強し。是ことを以つて精爽有りて神明に至る。匹夫匹婦すら強死（壽命や病死ではないむり死）すれば、其の魂魄は猶お能く人に馮依して、以つて淫厲を爲す。況んや良宵は我が先君穆公の胄（世つぎ）にして、（中略）而も三世、其の政柄を執る。其の物を用いるや弘く、其の精を取るや多し。其の族は又た大にして、馮る所厚し。而して強死するは、能く鬼と爲ること、亦た宜ならずや。

以上の「三端」によって祝氏は、「豈能尙爲不語哉（豈に能く尙お語らずと爲さんや）」としたあと、たたみかけるように、「六編」すなわち十三經における事例を指摘する。それらは、周公の言として四例、

孔子の言として十一例、舜・一例、湯・一例、伊尹・三例、盤庚・二例、箕子・一例、武王・二例、成王・一例である。また『毛詩』から五例、『禮記』から五例、『左傳』から二十一例、その外傳とされる『國語』からも五例をあげる。

以上でもって祝氏は、その有神鬼（怪妖）説を、經書の記載によつて證明してみせた。このあとは無鬼論をとなえた宋儒の程顥・程頤と張載への反論へと移るが（朱熹は最終的に有鬼無鬼のいずれとも決しえなかつた）、その検討はもはや本稿の目的とするところではない。

七、作詩へのかかわり

明代の詩人においては、宋學のとなえる情への警戒、禁欲性、合理主義などの軸からいかに脱するかが、重要な課題であつたと、私は考える。

弘治十一年（一四九八）、朱子學者の劉健（一四三三—一五一六）が首輔となつた。この年、李夢陽は二十七歳、祝允明は三十九歳であった。劉健が李白・杜甫をもつて「酒徒なるのみ」と決めつけたのにたいして、戸部主事の李夢陽はやがて直情、あるいは激情の詩を展開することになる。⁽²⁾ 祝氏のばあいはどうだろうか。

祝氏が神鬼怪妖への關心をとおして見せた不合理性容認の視點は、その詩作においては夢と想像の肯定へと結びつくと思われる。私は別稿において祝氏の五言古詩「春日醉臥、戲效太白（春日醉臥し戯れに太白に效う）」（『祝氏集略』卷三）を引用したことがあるが、その最後の聯の「人生若無夢、終世無鴻荒（人生若し夢無くんば、終世鴻荒無からん）」とは、天地闊闊の世のありさまは夢、すなわち想像でこそ可能であるとして、それらの効用を積極的に認めようとする發言で

ある。⁽³⁾ それほど深刻でなくとも、夢や想像（あるいは幻想）はいうまでもなく詩の世界を豊かにする有力な手だてである。祝氏の作品から一首ずつをあげておこう。

戯作紀夢（戯作して夢を紀す）

『祝氏集略』卷七

何事高唐入夢遊
何事ぞ高唐に夢に入りて遊び

淡雲輕雨太溫柔

淡雲輕雨太だ溫柔たり

瑤姬錯認維摩壘

瑤姫は維摩の壘と錯まり認め

枕畔花人空抱禰

枕畔に人を花して空しく禰を抱かしむ

導入部は宋玉「高唐賦」にもとづくありきたりの用法である。第三

句の「瑤姫」とはその「巫山の女」の名であると、酈道元『水經注』卷三四で郭璞が注記する。「維摩」については、『維摩經』觀衆生品に「時維摩詰室有一天女（時に維摩詰の室に一の天女有り）」とあることから、維摩詰を好色家と見なしている。第三・四句を、言葉を補つて譯せば次のようになるだろう。

瑤姫は（私を、天女と關係のあつた）維摩詰の女壘（だから好色家）だと誤認したのだろうか。枕邊（の夢のなか）で人（私）を惑わせ（たが、實の女人がいるわけではないので）（私は目覺めたあと）むなしく布團を抱きしめるめにあわされた。

海棠　『枝山文集』卷三

一種妖女魂

一種妖女の魂

臨窗吐幽媚

窗に臨みて幽き媚しさを吐く

羞顏畏近人

羞じらいの顔は人の近づくを畏れ

不忍頻相對

頻りて相い對するに忍びず

風欺翠衿薄
露洗絳膚膩
露是絳き膚の膩を洗う

依微玉環頬
依微たり玉環の頬

睡轉留殘醉
睡りより轉じて殘醉を留む

第一句、海棠に「妖」という形容詞を用いた例としては、中唐の何希堯の「海棠」詩に「著雨胭脂點點消、半開時節最妖嬈（雨を著けし胭脂は點點として消え、半ば開く時節最も妖嬈たり）」とある。第五句は、海棠の薄い萼を風が小馬鹿にするようにひらひらさせる、といふのだろう。第六句以下は楊貴妃との連想であつて、「膩を洗う」には白居易「長恨歌」の「溫泉水滑洗凝脂（温泉 水滑らかにして凝脂を洗う）」をふまえる。「依微」とは、ここではかすかに赤らんだ状態をいう疊韻の語である。そして結句の「睡轉留殘醉」は、玄宗が沈香亭に登つて楊貴妃を呼びよせたとき、貴妃は「醉顏凝妝」で、挨拶もままならなかつたが、玄宗は「眞に海棠は睡りの未まだ足らざるのみ」といつて笑つた、という故事にもとづいている。⁽⁴⁾

總じてこの詩は、單なる擬人法をこえて、生身の婦人にたいする接したに至つている。早晚、海棠が婦人の姿をとつて祝氏の前に現われるとしても、すでに祝氏の「妖」や「精」への關心を知つた我々を驚かせるとはないだろう。

てゐる。これにたいして『提要』の「兩江總督採進本」は「七卷」であるが、内容上の削減はなく、「殆んど坊肆賣人の無知なる者の爲す所」によって、卷の移動や合併などがおこなわれたものらしい。

(2) 以上は、拙稿「祝允明の思想と文學——『祝子罪知錄』を中心に——」⁽⁵⁾〔立命館文學〕第五六三號・二〇〇〇年一月〕ですでに言及した。

(3) 『祝子志怪錄』五卷・萬曆四十年序刊本は、蓬左文庫および臺灣・國立中央圖書館に、同じ版本によると思われるものが所蔵される。祝世廉については未詳。『明清進士題名碑錄』に浙江海寧の人で、嘉靖三十二年（一五五三）癸丑科に第二甲四十七名として見えるが、時期・土地のいすれの面からみても、別人かともわれる。

(4) 校閲者三氏のうち、陳以聞は、字は無異、湖北麻城縣の人。萬曆三十年から二年間、吳縣知縣であった。一人めの周爾發はその後任で、字は子祥、福建同安縣の人。萬曆三十八年から四十一年までその任にあつた。三人めの「豫章・祝耀祖・述之」については未詳。豫章は江西南昌縣であるが、やはり祝允明の末裔であろうか。

(5) 列舉の部分を原文のまま記しておく。祝子通五十五篇、祝子徵二卷、祝子雜□□（原文注「缺二字」）、大游賦一篇、蠶衣五章、浮物一卷、野記四卷、成化閒蘇材小纂四卷、太中遺事一卷、武功佚事一卷、太僕言行記一卷、先公門人記一卷、語莊四編四十卷、文集六十卷、後集十卷、集拔二十卷。其他與人共輯先朝實錄・輿地志記、暨及小雜詞說、不又與焉。

(6) 張靈については「祝氏集略」卷四に五言古詩二十句の「夢唐寅・徐祺卿、亦有張靈」がある。詩句のほとんどを、正德六年（一五一）卒の徐祺卿と嘉靖二年（一五二三）卒の唐寅にあてていて、最後の二句で「昔亦念張孺、猶能逐冥塵（昔亦た張孺を念う、猶お能く冥塵を逐うか）」とうたう。『崇禎・吳縣志』（崇禎十五年・一六四二序刊）卷四七・人物一〇・風雅と『康熙・蘇州府志』（康熙三十一年・一六九三序刊）卷七〇・文學に傳があるが、生卒年はわからない。

注

(1) 『祝子罪知錄』十卷・萬曆刊本は、蓬左文庫および臺灣・國立中央圖書館に、同じ版本によると思われるものが所蔵され、『四庫全書存目叢書』（一九九五年九月・齊魯書社刊）に收められる中國科學院圖書館藏本では、やはり同じ版本によりながら「闕」者の差し替えがおこなわれ

(7) この部分は陳麥青著『祝允明年譜』(一九九六年三月、復旦大學出版社)

九六頁からの借用・孫引きである。そこには卞永譽『式古堂書畫匯考・書考』卷二五「祝枝山書語怪錄」の文を引用する。「(中略)」としたのは、そこでは「…」としている。なお張慧劍『明清江蘇文人年表』

(一九八六年一月・上海古籍出版社)は、おなじく『式古堂書畫匯考』書二五によりながら「祝允明白書『語怪續編』爲冊」とする。

(8) 『記錄彙編』所收本とは文字の異同がいくらかみられるが、一々の指摘は省く。しかし最後は「…則洪書當先吾而廢吾何憂哉」で終つていて、そのあと八文字を缺く。

(9) 「五歲作徑尺字」に關連して、祝氏の書歴における神鬼怪妖について二點をあげておく。その一つは王世貞『祝京兆夷堅志』(弇州續稿)卷一六三)で、祝氏が『夷堅丁志』凡そ三卷を小楷で手書したとするものであるが、筆記の分類を見てきた我々にとっては、もはや驚くにたらないだろう(陳氏の『年譜』は文從簡の崇禎十四年・一六四一の跋に「當是先生四十歲左右書」と記すのを引く)。もう一つは正德二年(一五〇七)四十八歳のときに明初の大師劉基(字は伯溫、一三二一—一三七五)の歌行「二鬼」全一八八句を楷書で揮毫していることである。劉基の文學が、一端であるとはいえ百五十年後に再評價されたことは、文學史のうえでも注目に値する。書影は『祝枝山書法精選』(一九九五年一月、當代中國出版社刊)において見ることができる。

(10) 『祝氏集略』三十卷と『枝山文集』四卷に收められる文はすべて「古文」とみなしてよいだろが、「志怪錄自序」と「語怪四編題識」はこれららの集のなかに無い。その代表作を知るためには黃宗羲編『明文海』のなかの二十九篇、『明文授讀』のなかの四篇が参考になる。

(11) 『陸九淵集』語錄上。抽稿「祝允明的思想と文學」の「その五、志怪のことと」でも用いた。

(12) 抽稿「李夢陽詩論」(中國文學報)第五一冊・一九九五年十月)の

(13) 「四、文學の復権、そして強力な文學へ」を參照。

(14) 「祝允明と李白・杜甫」(東方學)第百七輯・一〇〇四年一月)。

(14) 宋・惠洪『冷齋夜話』卷一「詩出本處」の條に、蘇軾の「海棠」詩にかかるて「太眞外傳曰、上皇登沈香亭、詔太眞妃子。妃子時卯醉未醒、命力士從侍兒扶掖而去。妃子醉顏殘妝、鬢亂釵橫、不能再拜。上皇笑曰、豈是妃子醉、眞海棠睡未足耳」と記すが、現行の樂史「楊太眞外傳」には見えない。また蘇軾の「寓居定惠院之東、雜花滿山、有海棠一株、土人不知貴也」詩では施註が『明皇雜錄』によるとして同様の文を注記するが、現行の鄭處誨『明皇雜錄』には見えない。